

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（只松秀喜君） 日程第1、一般質問を行います。

久山町議会では、一般質問は一問一答方式を採用しています。

では、順番に発言を許可します。

9番佐伯勝宣議員、発言を許可します。

佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） おはようございます。

私は、3項目質問いたします。本来は5項目でございましたが、3項目になっております。

順番にいきます。

昨日、町長からご報告、ご説明がございました課税誤りと役場機構の在り方ということでございます。

5月に固定資産税の課税誤りで町に還付金が発生しまして、対処したという報告が6月6日に町より議会にありました。経緯等の説明が十分でないと思えます。

①地方税法第17条に、「地方団体の長は……」ということで、これは首長、町長がこの対処をするということで条文がございますが、この過誤納金の還付について条文がありますけれども、町長は今回、一連の動きでどのような措置を取ったのかということでございますが、昨日町長の方から、これは調査報告という形で一連の、一通りの説明は大体ございました。本来でしたら、全員協議会で、なぜこういった事態になったのかというのを掘り下げてやらなければならないんですが、なぜか町長の方から報告ということがございました。ですから、これが①番ということは、本来でしたら割愛なんでしょうけれども、ちょっと聞いておりました、幾つか疑問点がございましたので、お聞きいたします。

これは、なぜ調査報告という形になったのでしょうか。といいますのは、6月6日、担当課より説明がございました。副町長同席でございましたが、一通りこれは調査をやっておいた後でございます。昨日、町長から報告を受けた、ほかにも同様の事例がないかどうか調べたということを知りましたが、6月6日、3カ月前に担当課長から聞いたこととは

ぼ同じでございますが、なぜこういうふうになっておるのか。何の調査をしていたのか。お答えください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 調査の報告ということで、昨日も諸般の報告でさせていただいたとおりです。

①  
まずは、6月6日の全員協議会の段階で報告をするに至るまでの間で、できる範囲のことを報告させていただきました。ただし、今回の案件がほかにもないかという調査を続けるという旨を、昨日の諸般の報告でも申しましたが、議長、そして副議長、総務文教常任委員長を含め、全員協議会へ振る前に引き続きやりますということで伝えていましたので、議会の場でその結果を報告しました。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 全員協議会をやる前ということでおっしゃられておりますが、結局全員協議会はやっておりません。本来でしたらこの場で、動画中継も始まっておりますが、やるには、掘り下げるにはどうかという部分もございますし、この件で町長同席で全員協議会というのをやるということは、これはできないんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 昨日も諸般の報告でさせていただきましたが、私としては、今回まずはこういう事案がありましたということで、さかのぼって10年、起こったということについて報告をさせていただきました。それで、昨日もお話しさせていただいたように、私が就任前のことですが、幸いこういうことが見つかったということは、町民の皆さんにとって、ご迷惑はかけましたが、早期に発見できてよかったなと思っています。

それで、実際その件につきましては、議会の方で報告をさせていただきました。議会の方として、さらに9月においてもそういう場が必要であればということであれば、私の方も対応します。今回につきましても、諸般の報告をさせていただきました。幸い、他になかったということも報告させていただきましたので、その辺の報告を受けた上で、議会としてさらに必要であるということであれば、私の方からまたご説明をしたいと思えます。

以上です。

（9番佐伯勝宣君「分かりました。ちょっと」と呼ぶ）

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） この点、細かいですが、1点だけ確認したいんですが、6月6日の時点である程度これを調査して、同じような案件はないということでございましたが、その

後に調査したというふうなことを町長はおっしゃいましたけれども、それは正しいのでしょうか。6月6日の前に調査は行われている。そして、ほかの自治体も久山町と同じ時期に課税誤りを、これは公表した自治体を調べましたが、大体早々にこれは調査が済んでいるんですよね。ですから、その後に調査というのはあれっと思ったんですが、どうなのでしょう。6月6日の時点で、調査は終わっていたのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、これは②番の案件とも関わってくるんじゃないかと思いますが、重複してなった場合は申し訳ありません。今回のもの、この課税誤りについて、私は公表をする、当然それを隠す必要も全くありませんので、当然それについては議会に報告する。そして、その結果、再発防止策については対応するというで考えています。それについては報告もさせてもらっています。

それで問題は、議会に6月6日の時点である程度どうだったかという事前調査をやりました。ただ、その後に本当にまた同じことがあってはいけない、2回そういう誤りがあったことについて、次から次からあるということではできませんので、当然細部に対しての調査を実施するようにと。それをやりますということで、先ほども言いましたように、議長、副議長、総務文教常任委員長にはお答えをしています。だから、そういうことについてはやっています。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。それで、昨日の町長の説明、調査報告ということで、あれっと思ったことをもう一つお伺いいたしますが、これは原因というのは私は聞いていないんですけれども、結局入力ミスということをおっしゃいました。しかし、6月6日の副町長の説明では、補正率の適用誤りというふうに説明を受けております。これは、補正率の適用誤りで、プラス入力する際に間違いがあったということで、それが10年分続いているというふうなことの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 昨日の調査報告のところで話させていただいた件について、もう一度そこについて復唱します。

④ 本来、入力すべき補正係数を取り違え、システムに入力したため、本来の額よりも過大に納付するという状況になりましたと。これが原因です。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。



○9番（佐伯勝宣君） 税務に、正直恥ずかしいのですが、疎い状況でございまして、ここ3カ月ほど本を買い込んで積ん読のような状態でございますが、ただ分かりにくい今のお答えだったような気がします。ただ、6月6日に副町長が私どもに説明されました、これもちょっと分かりにくかったんですが、画地、そういった雑種地の補正率の適用誤りだというふうにおっしゃいました。それを調べてみましたら、これは看過できないようなものじゃないかなというふうな条文がございました。これは、地方税法の417条に抵触します。これは重大な錯誤に当たるということで、不祥事のレベルです。入力誤りとはまたレベルが違う。副町長がおっしゃった補正率の適用誤り、こういったものを間違えるということ、こういった重い事態なんですよ。ですから、今回10年分続いていると。これが仮に単年度であっても、これは町長同席で早急に全員協議会を開き、また昨日の説明、一方通行の説明というふうには言わせてもらいますが、そうではなくて、いろいろ質疑で何でこうなっちゃったかというのを、掘り下げてやらなければいけないと思います、併せて町民に公表も含めて。その点はどうなんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） ⑤ 西村町長。

○町長（西村 勝君） ②番の質問に入ったというふうに捉えていいですか。

（9番佐伯勝宣君「いやいやいや、違います」と呼ぶ）

今、併せてと言われたので回答が、ホームページの件は②番にありますので、その件は省いて報告、説明させていただきたいと思います。

（9番佐伯勝宣君「はい、はい」と呼ぶ）

⑥ まず、そういう案件について議員が調べられたというのは、一般事例であります。それについて、実際にそれに抵触していくかどうかとかいう判断というのは、私たち執行権の範囲で検討していくことになります。ただ、議員が、佐伯議員のご意見としてはそういうものであるならば、議会としてお話し合いをされて、それが必要であるという状況であれば、私はご説明をいたします。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 町長も前向きにご説明いただけるということでございますが、ただ一つ、せっかくの一般質問の場ですし、町民の方々も注目、関心を多少は持っていただける案件でございますので、言わせていただきますが、町民の税金でございますし、そういった看過できない状況であるならば、これは一方通行の報告という形ではなく、一度議員でこれは話して、あるいはプレス発表ということもしなければいけないのではないかと。何分、いろいろな還付金、返還事例というの載っていますし、率の誤りというの



は、これは軽くない不祥事に当たるということですので、その辺は、今までの対応も含めて、今後の対応も考えなければいけない状況ではないかというふうに思うんですけども。例えば、還付金が574万6,000円ありますけれども、これは後からになります、10年分還付してよかったのかどうかということも含めて、これは考えなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、それも含めて、これは看過できない問題であるというふうな認識、それはどうなんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君）<sup>7</sup> 佐伯議員が言われてある事例が、久山町の事例と該当して同じなのかどうかということは正直分かりませんので、佐伯議員の調査の内容についてここで議論する必要はないかなと思います。ただ、先ほどと同じ答えになりますが、この件につきましては、私たちが隠すとか、そういうわけではなくて、<sup>いんぺい</sup>隠蔽するとか、そういうわけじゃなく、当然住民の人に正しい情報として、今回の改善策をしていくと。当然、私としてはこれが発覚した、以前にあったことが発覚したわけですから、議会でも報告させていただいていますが、<sup>8</sup>再発防止に努める、そしてそれをいかに今後こういうことがないようにするために伝えていくかというのが私の一番の責務ということはお話しさせていただいていますので、そういうふうにしていきたいと思います。

そして、何度もお話をさせていただきますが、それが果たしてそういう該当する案件なのかどうかというのは、こちらの方も当然調査をした上でやっていくということになっていきますが、ケース・バイ・ケース、事例によって違います。議会でそういう部分につきましては、佐伯議員のお話が皆さんの中でそういうふうになれば、当然そうだと思いますし、それにそれぞれ議員さんの皆さんのご意見というのは違うと思います。そういうことで、<sup>9</sup>議会の方でしっかりと話し合いをされたらいいんじゃないかと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 次にいこうかと思ってましたが、違うんですよ。これに書いている417条ですから、これはそのまましておいちゃあ駄目なんですよね、再発防止も含めて。ですから、これは町のいろいろな対処の仕方とか、これは掘り下げてやらなければいけないし、まずさっき言いました574万6,000円、これは満額お返ししたということでしょうか。町長いわく、早期にこれが発見できた。この段階で発見できてよかったというようなことを昨日おっしゃったように私は思いますけれども、これがあれだったら、また発見が遅れていた。となったら、これはいろいろ満額お返しするということがかなわなかったんじゃないのかなというふうに思いますが、10年、ちょうど誤りが分かって10年分お返

ししたということによろしいのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 10年分を返したということになります。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） その10年分をお返しされた法的な根拠はございますか。誤りが10年分あったから、それを返した。それじゃあ、実は法的にどうかなという部分があるんですよ。といますのは、時効の消滅の問題です。この件は、この課税誤りは5年で時効になります。要は、返さなくていいんです。これは、返したくても返せないです、そういうふうになっていますから。だから、課税誤りされた方はたまったもんじゃございません。しかし、それを防ぐために、町、自治体は要綱、条例を整備するんですが、そういった根拠はあるのでしょうか、お返しされた。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君）<sup>10</sup> 佐伯議員にお願いしたいんですが、まずそれが本当に、今言われてあるようなことが間違いです、正しいですということを言われていますけれども、本当にそういうことがそうなのかどうかという、私たちもそうですが、情報というのは正しいことを伝えなければいけません。そこはちゃんと理解した上でご質問していただきたいと思  
います。

では、税務課長からご説明をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） ご説明いたします。

佐伯議員ご指摘のとおり、地方税の還付金につきましては、時効が5年というふうに定められておりますけれども、それ以上の期間につきましては、国家賠償法に基づく損害賠償請求権が20年というものがあります。そこで、その5年を超えるものを還付する場合の支払金の取り扱いについては、<sup>11</sup> 町税に係る還付金の支払要綱というものを定めておりますので、そこに基づいて還付させていただいております。

以上でございます。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） その町税に係る支払要綱というのは、どういったものなんでしょうか。通常、要綱というものは、地方自治法の第232条の2、補助金の交付と法的規制というような項目がございます。それに基づいて、各自治体は策定しておるんですよ。そういった要綱というようなものが果たしてあるものなのか、それがあつたら、提示しな

ければいけないんじゃないでしょうか、10年お返ししたということ昨日議会で町長がおっしゃるんでしたら。といいますのは、この232条の条文、今5年の時効が消滅する、自治体がこれを適用しているものですので、根拠として。読み上げますが、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」。

公益上必要があるか否かについては、当該地方団体の長、町長ですね、及び議会が個別の事例に則し認定することになるが、この認定は全くの自由裁量ではなく、客観的にも公益上必要があると認められなければならないとあるんです。これに基づいて、各自治体、この時効の消滅5年を、これに対応するために要綱を定め、条例を整備して臨んでいるんです。それで、いざというときにこれに当てはめているんです。これがなかった場合、単に法律にありますからということでは、なかなかこれは済まない場合がある。ですから、インターネットでも見れますが、小林敬和さん、これは弁護士の方が書いていますが、要綱に基づく固定資産税過誤納金の返還と時効、これによれば、不法に返還したような形になってしまう。20年前の論文ですけれども。そういう状況になるかもしれないんですよ。ですから、逆にそれはしっかり調べられてお答えを返していただきたい。ですから、もしこれがまずいということで、要綱を慌てて整備するというようなことはしないで、これを調べられて、果たしてこれにのっとって、法令、例規にのっとった形で10年分、574万6,000円を返されたかどうか、これは調べられたらどうかと思うんですが、その点はいかがでしょう、町長、課長。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） あくまで課長の方からもう一度説明しますが、地方税法417条に、間違いが判明した場合は、町長は遅滞なく納税者に通知しなければならないという、そういう法律に基づいて、私たちの行動は起こっています。

詳細につきまして、税務課長の方から報告をさせていただきます。

○議長（只松秀喜君） 税務課、川上課長。

○税務課長（川上克彦君） 先ほどご説明させていただきました町税に係る返還金の支払要綱というものは、今回慌ててつくったものではございません。事前に、制定日までは頭に入っていないくて、お答えできないんですけれども、数年前に確か整備されたというふうに記憶しております。今回の取り扱いについても、弁護士等と協議をした上での対応になりますので、決して思いつき、飛びつきでやったものではございません。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 佐伯議員に、今後質問の関係でそういう、今慌ててつくったとか、そういう本人の仮説のような話をするんじゃない、きちんと事実ベースに基づいた話をし



て、一般質問の回答をさせていただきたいと思います。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） それは町長、違いますよ。私ども議員というのは、町民の負託を受けて、町民の疑問に答えるために質問をしております。それで、執行部の方は、それに真摯<sup>しんし</sup>に答える、そういった責務があるんですよ。ですから、これに基づいて、私もこれはデータに基づいて申し上げております。ですから、それを言って、どうのこうのというのは、それは違うというふうに申し上げておきます。

それで、まだ、すみません。じゃあ、どうなんですかね。

(町長西村 勝君「はい、今の件について、議長」と呼ぶ)

14

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

(9番佐伯勝宣君「まだしゃべっていますけれども」と呼ぶ)

佐伯議員、お座りください。

(9番佐伯勝宣君「いや、お座りくださいはないですよ。それは……。」と呼ぶ)

佐伯議員、お座りください。

西村町長。

(9番佐伯勝宣君「いや、待ってください」と呼ぶ)

今のことに回答しますので。

15

(9番佐伯勝宣君「地方自治法第31条に抵触しますよ、あなた。議会の秩序を乱していますよ。まず、私……」と呼ぶ)

お座りください。お座りください。

16

(「見たことない」と呼ぶ者あり)

(9番佐伯勝宣君「見たことないでしょう」と呼ぶ)

お座りください。

(9番佐伯勝宣君「ちょっと見たことないと」と呼ぶ)

17

(町長西村 勝君「議長、じゃあ取り下げます。いいです」と呼ぶ)

傍聴席の皆さまは、声を出さないようお願いいたします。

(9番佐伯勝宣君「まだ、別に批判しているわけじゃ……」と呼ぶ)

お座りくださいって。

西村町長。

○町長（西村 勝君） その後、すみません、私の方から、佐伯議員の発言が終わった後にまた質問させていただきます。すみません。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） この地方、課税誤りというのは、通常プレス発表もしているものなんですよ。それがまだされていない。この点だけでも、非常にこれはいかなものか、重いというふうにあるんですよ。ですから、ホームページ公表、これもしなければならぬ。それで、まずようやく議会に対して、昨日、私もいろいろ文書を出したりとか、させていただいて、それで動きができた。そういった中で、これから説明責任を果たさなければいけないと思うんですよ。しかも、これは金額が574万6,000円、5年前に課税誤り、システムの不具合でやったときよりも55万円多いんですよ。その時は、早急に執行部は対応した。それとは全く真逆なんですよ。あれから100日たっている。100日以上。ですから、それも含めて、これはしっかり、これはどの程度深い間違いなのか、それも含めて、今私はまず間違いなのかというふうに言おうとしたんですが、実はこれはセーフなんですよ。恐らく、これでしたら、今までの町長でしたら、そういった発言はやめてくださいと言うでしょう。しかし、それはよほど無礼な発言、問題発言でない限り、ある程度許されるんですよ。それを町長が指摘されると、逆に質問がしづらくなる。逆に動議が出て、佐伯議員に発言注意しますということになってしまう。それを私はやめてもらいたいと思うんですよ。ですから、それも含めてまた、どういったお考えか、教えてください。どうぞ。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 先ほどはすみません、発言を遮ったような形になって、申し訳ないと思います。

まず、佐伯議員が調査をしたデータについて、どうこう言っているわけじゃありません。その後に、もともとある要綱について、つくったようなことは駄目ですよというような発言は控えていただきたいということをおっしゃただけです。

それで、先ほどの質問について、公表についてなんですが、まずは私としまして、議会の方で報告させてもらっています。以前、就任当初から、情報というものは町民の皆さんのものであるというのは議会の場でも発言させてもらいましたし、職員の間、行政の内部でもいつも発言しています。それで、今回の場合は、私としても、まずは公表しない、ホームページにあげないとは一言も言っていません。佐伯議員が調査をしなくても、私た

ちはそれにのっかってやっていくということになっていきます。実際に、まずは原因というのを究明しなけりゃいけない。ほかにないかどうか、誤った情報を出さない。ですから、ある程度の状況というのを把握した上で町民の皆さんに知らせるとするのは、私の責任であると思っています。ですから、そういうことをやっていくということで私の方は考えています。これは、納税者というのは、例えば1件である場合というふうになったときに、ある程度納税というのは1件、何件であったとしても、それについては、公表については慎重にしなければいけないというものもあります。実際、こういうことについて納税者の方から、ある程度内容については分かりましたというご理解をいただいていた。そういう形ではあったんですが、私としては、こういうことをまずは、最初に6月の方でもお話ししていますが、議会の方に報告し、最終的な状況はこうだったということを今報告した段階です。ここから、私の方としてはどういう対応を取って、町民の皆さんに知らせていくのかというのは、私の仕事としてやっていくつもりです。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） まず、町長、さっき言いました、こういった発言は控えてくださいというの。これは無礼な発言ではない限り、それは許されません。それこそ、こういった反論する技術にのっくる戦法ですよ、主導権を握るための。これは、逆にやめていただきたい。議員のこういった権利、これを逆に縛るような形になります。そしてまた、議会から動議があつて、佐伯議員に懲罰をとということになってしまいます。逆にこれはやめるべきです。やめるべきです。いいですね。

そして、町長、あれから何カ月たっているんですか、やって。こういった不祥事が起こって。4カ月ですよ。まだ町民に公表しないって、どういうことですか、これ。町民の税金ですよ、これ。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。佐伯議員。佐伯議員。

（9番佐伯勝宣君「聞いてますよ」と呼ぶ）

佐伯議員、冷静をお願いします。

（9番佐伯勝宣君「はあ、まあ」と呼ぶ）

冷静をお願いします。

○9番（佐伯勝宣君） 冷静です。131条にかえって抵触しますよ。町民の税金、これをまず公表すること。何をどう間違えたか。この547万6,000円の積算根拠は何か。そして、この過ちの度合いはどうなのか。それで、再発防止策はどうなのか。この再発防止策はどうなのかというのは、職員に対するいろいろもございます。そして、今議会、補正で300万円



の過誤納金の還付金、補正であっております。これは、ひょっとして町民の税金を町の過ち、それに投入するののかという、そういった心配もあります。その説明もしなければいけないんじゃないでしょうか。通常、還付金の過ちというのは、補正は発生しません。これは総務省にも聞きました。そして、こういった過ちをやった各自治体、茨城県、そして福島県、合わせて三つの自治体、直接電話し、そして情報公開請求でデータも得まして、担当課と密に話をしました。そういった中で、久山町の対応というのは異常に遅いんですよ。それで、まだ公表していない。公表をすべきなんですよ。これが信頼をつなぎ止めることでございます。町民の税金です。これをおろそかにしてはいけません。そして、今調査をしているといっても、これを私は、議会報告を自分で発行して知らせたからやっているような、そういったふうにとられるんですよ。まず、やらなければいけないのは、町長ご自身が率先してこれを公表すること。これは、地方自治法にも地方財政法にも書いています。地方団体の長が、首長がこれはやらなければいけないと。ですから、そこら辺をやっていただきたいというのと、さっき言った要綱、これは法令、例規に合致した返還なのか、10年分。もう一回、これは調べていただけませんか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） まず、私が佐伯議員に対して発言をそういうふうに抑制していくことなく、私は議論をしていく上で、そういうふうな発言というのに対して、佐伯議員が言っていることに対して、私の意見として話をさせてもらっています。それについては、お互い議論をしながらいい話し合いができればいいなと思いますので、そういう話を今後もしていければいいなと思います。

①⑨ それで、まず先ほども申し上げていますが、佐伯議員が公表されたということ、議会で公表した以上、正直、佐伯議員がそういうふうに議会広報で皆さんにお知らせしていただいた時点で、公表されているわけですね。ただ、私としては、先ほども何度もお話ししていますが、今調査は終わりましたと昨日報告しましたよね。それで、議会の方にまず報告をして、再発防止策をお話した後に、私は町民の皆さんに情報を伝えていくということは考えています。それで、実際に間違えた情報で不安をあおるということをしていくということは私は駄目だと思いますし、しっかりとした状況で皆さんに伝えていくことをやっていきたいと思っていますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。

②⑩ あと、そういう案件につきまして、私は別に隠すつもりも全くありませんし、今後町民の皆さんのために働いていくということは当然の責務でありますから、その辺につきましては佐伯議員のご意見を議会の中でお話をされて、その中で対応をしていくというのが二元代表制の流れでありますから、そういうふうな手続きを取っていただければ問題ないん

じゃないかと思えます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） それは違います、町長。間違っています。ほかの自治体は、即公表しています。茨城県の笠間市、議会にまず、こういったタブレットにもプレス発表用の1枚ペーパーで送っていますし、町民の事業者1件、536万4,500円の1件だけの過ち、入力 of 過ちでございますが、これを公表すると、重く受け止めると言っているんですよ。まず、有権者、市民に知らせることが大事だと。当然だと思います。当たり前だと思います。5年前の久山町、いろいろこれも私は課題があったと思いますが、それでも即プレス発表して知らせているんでよね。今回は、真逆の動きをしているんですよ。それじゃあ、いけません。町民の税金です。調べてどうのこうのじゃございませぬ。町民の税金の過ちでございます。これは、きちんと公表しなければならない。これは、町長が幾らどうのこうのと言っても、これは間違っているものは間違っております。これは、なぜやらないのか。逆に、これは勘ぐられますよ。この平成24年度に工事が完了したこの地、その後段階的に整備が進んだ地、ここに何かあるのかと。そういうふうに使われてはあれでしょう。だから、公表するんですよ。そして、今回補正が300万円もあがっている。これは何か。まさか、この還付した分で、これは町民の税金から補わなければならないのか。そういった不安もある。しかし、その場合は、さっき言いましたように、法的根拠が必要になります。条例の整備、要綱が。それには、首長の裁量だけじゃ駄目なんです。議会も、それはもちろん同意しなければいけないんですけども、一般常識に照らし合わせて、納得できるものなのかどうかということ、それが大前提なんです。これまでのように、議決をすればやっていいとかというものとはちょっと違う、そういった法解釈があるんですよ。それも含めて、果たして久山町がこの納税者にお返しした10年分、574万6,000円というのは、返していい金額だったのかどうか。本当だったら、そういうふうに使われてきた整備しなければならなかったのか、それに代わるものがあるというんだったら、それもまた見せてもらいたいんですが、大体それに関係してどこも対応している、要綱をつくって。それをやっていないということは、法的に弱いんじゃないんですかね。法に必ずしも合致しない形で返している可能性もある。そして、それを今お聞きしているんですよ。失礼でも何でもありません。それも含めて、町長はどうお考えになっているか、お答えください。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） すみません、私は失礼ですとは言っていないよ、今日。別に言っていないので、そこは訂正してください。



まず、私が言っているように、公表しないと一言も言ったことはありません。ホームページにも公表しないということは言っていないし、当然その手続きについては、まず議会の方に報告をして行っていくということになります。ただ、ある程度町民の皆さんが不安にならない、この案件についてはある程度、こういうことはほかにはありません、こういう案件につきまして、こういう状況で起こりましたということを伝えていくということをしつかりやりたいと思っています。当然そういう意思で動いていますので。あと、実際にそういう今後の、今回のことについての補正予算等につきましては、議案説明会もありますので、その中でご質問していただければいいかなと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 失礼だとかは一言も言っていないとか、そういった細かいディテール  
の問題ではございません。そして、それを言っていない、正確に町長はそれを言っていないから、それを指摘する、そしてそうやって主導権を握るといのは、こういった議論の  
やり方に書いてあるやり方です。答弁術です。詭弁です。 <sup>きべん</sup> そうではなく……。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員、佐伯議員、町長と執行部は、きちんと論点をずれずに答弁をしております。そういうふうな反論の仕方とかということは、言わないようお願いいたします。

○9番（佐伯勝宣君） 分かりました。じゃあ、変えましょう。

どうでしょうか、早急にホームページにこれを公表するということで。本来でしたら、今日載るかなと思っておりました。それが、議員と執行部の、三役の給与増額ということで、あらっと思いました。本来でしたら、これは町民の税金の過ちでございますから、町民に、これは遅れてでも知らせなければならぬ。これが私どもの行政、関係する立場の人間の誠意を示すことになると思うんですよ。間違いであっても、これは、いいことばかりをやっても、これは確かに耳障りはいい。目障りはいい。しかし、間違いに対して誠意をどれだけ示せるかというのも、行政の姿勢、裁量というのを町民は見ると思うんです。それを私は町長にやっていただきたい。それがなされていないから申し上げているんですが、どうですかね、今まで言いました、本当にこれは10年分をお返しして、今の状態でよかったのかどうかということ。そして、これが地方税法417条に抵触する、これは重大な過誤、これに当たる、それは副町長がおっしゃいましたから、それに当てはめたらそうだったんです。だったら、もっと議会に対して、全員協議会で資料も提出して、昨日町長がしゃべられたことも列挙して、それを出すべきであろうはず。どの自治体もそれはやっております。やっていないというのは、どういうことなんでしょうか。 そして、入力間違い



というふうに町長はおっしゃいましたけれども、実際は課税誤りです。それが、これは重大な過誤といわれる要因でございますよ。だから、その辺も含めてどうなのかということ、を文書で分かるように、我々議会に提出すべきでございます。それがなされていないことは、どういうことなんでございましょうか。それで、それも含めてやっていただけるんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この件につきましては、先ほどは、原因がありましたので、入力誤りという言葉を使わせてもらっていますが、課税誤りというのはずっと一貫して言っていますので。

（「おおっ」と呼ぶ者あり）

それで、実際に今回の事案につきまして、佐伯議員のご意見として、そういう話としては私の方も理解しています。今までも、私が就任してそういうことがあった場合というのは、報告とおわびというのはホームページにあげていっています、何件もですね。それで、今直近では2件とか、ずっとあげてきています。もしくは、分かった時点であげてきています。今回の件につきましては、そういう納税の関係というものをしっかり調べて、住民の皆さんに知らせたいという、そういうことが私の中に考えとしてありましたので、こういう方法を取りました。住民の皆さんにとっては、私の判断でしかるべきときに対応させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） そのしかるべきというのは、いつ頃なんでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） それは私の方で、ある程度この公表について住民の皆さんに説明責任を果たせるという段階で、早期にやりたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 今議会、この過誤納金については300万円補正であっております。

これが財源は何かということが非常に気になります。これがもし、町民の税金をもって賄えるのであれば、役場のミスも補って、それを議会があっさり認めてしまうことになる。そして、しかも先ほど言いましたように、法的根拠がしっかりとした返還、還付であったのかどうかははっきりしない中で、それを議会が議決してはどうなるか、後から。そういったことを防ぐためにも、まず町長は町民に公表しなければならない。これは当然なんで

すけれども、なぜその当然のことをやらないのでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

23

○町長（西村 勝君） 同じお答えです。私は、何もそういうことに対して、町民の皆さんに隠蔽いんぺいするとか、そういうつもりはないというのは最初からお話ししています。ですから、答えは何も変わりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 先ほども使われましたね、その言葉、隠蔽いんぺい。私がいつ隠蔽いんぺいって言いました。これはお返しいたします、町長に。町長のそのやり方。この答弁術。隠蔽いんぺいっていつ言いました。

○議長（只松秀喜君） 西村……。

○9番（佐伯勝宣君） だから、ごめんなさい、この意見は違う方向に行きますので。じゃあ、もしお答えになるのであれば、それでいいです。これはそうじゃありません。まず、町民に対しての行政の役割は、町民に対して真摯しんしに向き合うこととございます。残念ながら、公表しないということは、真摯しんしに向き合っていないんです。役場のミスで、町民の税金を五百数十万円も間違っている。これは、まず公表し、陳謝すべきでございます。陳謝をしたからといって、これは人の価値が下がるものではございません。これは、ちゃんと謝ってくれているということで、町民もそれで評価しますよ。それも含めて、今見ましたら、都合の悪いことは後回しにしているような。そして、議会が議決したというふうな大義名分で動いているようなことで取られかねませんよ。実際、私はそう捉えております。そうではなく、まず間違いはしっかり率先して町が、町長が公表すること。これがなされていない。だから申しているんですが、それはいつやりますか。どうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

24-1

○町長（西村 勝君） 私は、別に佐伯議員が言ったから隠蔽いんぺいという言葉を使ったんじゃないなく、皆さんに伝えるために隠蔽いんぺいということはやっていないという話を言っているだけなので、そこについてはご理解いただきたいと思えます。

それと、公表につきましては、しかるべき段階で早期に私の責任をもってやりますので、この答えも変わりません。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

24-2

○9番（佐伯勝宣君） その隠蔽いんぺいというのは、こちらを見て2回も言ったじゃないですか。別にそれを根に持っているわけではございません。そういった方便まべん、詭弁ぎべんで、答弁、いつ公

表するかという答えをはぐらかすようなことはやってはいけません。いつやるのか、もう一回聞きます。早急にやるのか、それともこのまま町民に、これは回避するのか、どうなんでしょうか。間違いがあった、過ちでございます。五百数十万円の過ちですよ。それをこのまま放っておくんですか、町民に対して。知る権利がある町民。そして、町民の血税で議会も成り立っている。そして、執行部も成り立っている。そうじゃなければ、これはおかしなことになります。どうなんでしょう。いつ公表しますか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 実際に起こった分につきましては、先ほども言いましたけど、私としては町民の皆さんに今までも報告をさせていただきました。実際、今回につきましても、先ほど言いましたとおりです。私の中で、早期に今回判断してさせていただきたいと思えますし、佐伯議員の質問というのに対して、実際まだいろいろなことについて議論される場、議会で、いろいろなところで議論していただき、それに対して私たちは真摯<sup>しんし</sup>に向き合っていくつもりですので、そういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） では、最後に、情報公開といえますか、そういったものを含めて、この問題はまた議会に答えを投げかけてくれますでしょうか。いろいろな資料提出とか。どうでしょう。根拠がないと、これはしっかり判断できません。さっき申しましたように、300万円今回あがってきます。これが何なのか。これは議決をそのまましていいものなのか。もちろん、今までは議決すれば通りました。しかし、さっき言いましたように、これは地方自治法の232条は、公益上必要があるか否かということ、これは多角的に見られるわけですよ。後から見て、しまったというようなことになったら、これは私も含めて議会が何か言われます。そういったことがないように、これはどういったことが必要なのかというものを考えてもらいたい。

そして、昨日再発防止策を3点ばかり申し上げられました。もし、要綱の整備、そういったものが必要であるんだったら、それも今後の課題として、再発防止として、これはやらなければいけない。しかし、もし要綱の整備がなくて、整備していなくて、これを新たにつくらなければいけない状況だったら、これは執行部の責任問題になりますよ。それこそ、今回議会、議員だけじゃなく、執行部も給与増額の問題がありますが、そうじゃなくて、逆のペナルティー、例えば課税誤りをやりました、福島<sup>29</sup>の某村のように、ペナルティーで減給というふうなことも考えなければならぬことになりますよ。それも含めて、これはきちんと考えていただきたいのと、我々議会にまた情報、資料を提供していただき



い、そう考えておりますが、いかがでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） <sup>25-2</sup> まず、情報公開につきましては、議員としてされるもの、個人としてされるものについて、今までも拒んだことはありませんので、議会として情報が必要な分については、以前と変わらず出していきます。個人として情報をされる分であっても、それについても粛々と対応いたします。

それで、まず佐伯議員にお伺いしたいというか、あれなんですけれども、実際に職員の処分と情報を公表するというのはまだ別の問題ですので、これにつきましては今後町の方としてもどういう対応を取っていくかというのは、議会等のご意見等も踏まえながら、また今回考えていく面もあるかもしれませんが、<sup>25-3</sup> 実際私の就任前にその課税というのが起こっていたと。だから、当然私としては、今回分かったので、まず原因と再発防止に努めたというのが現状ですので、それにつきましては、今回そういうものをまず優先したというふうにご理解いただきたいと思います。佐伯議員の今日のお話しいただいた件につきましては、ご意見として参考とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 終わって次にいこうと思いましたが、ちょろっと何か話をそらしましたね。職員の情報云々って、私は言っていないよ。情報をどうのこうのというのは、公開せれというのは。そして、もう一つが、こういったどうのこうのやっていくというのは。いや、頭をひねっていますけれども、それが常とう手段ですから、論点ずらしの。だから、そうではなくて、<sup>26</sup> きちんとこれは、何がまずかったかというのを町民に公表しなければいけませんし、これは考えてもらいたい、しっかり情報の公開というのを。情報公開というのを、単に情報公開請求のことを言っているんじゃない。そっちの方に町長は持っていつています。違いますか。<sup>27</sup> まず、この課税誤りについて、何が起こったかというのは、全員協議会をやるべきですよ。私は議長を通じて、これをやってはどうかというのを提案しましたが、結局これはやっていない。やはり今度の説明会は、町長同席でやるべきであると考えます。それも含めまして、また、今答えは求めませんが、また考  
えていただきたいと思います。その点についてはどうでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） <sup>28</sup> 個人の情報公開に持っていきこうじゃなく、議会として必要であれば、当然出していきますと私は言いましたので、そういうふうにご理解いただきたいと思  
います。

29  
あとは、先ほど言いましたように、これは合議制です。議会の中で皆さんで話し合われて、私としてはある程度諸般の報告等で全部させていただきましたので、これ以上のことについては議会の中で議論をされて、まだ必要があるということであれば、私は何も拒みませんので、そういうことについて対応をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） それは、町長、答弁拒否ですか。それとも、答弁不能だから、そういったお声になっているんですか。それとも、答弁放棄。答弁不能、答弁放棄だったら、ある程度仕方がないんですよ。しかし、答弁拒否ということでそういうことになったら、これは問題なんですよ。そして、私は聞いてもないことを自己完結でおっしゃっている。それも論点ずらし戦術の一つなんですよ。ですから、そうではなく、やるのかやらないのか、それを明確に聞いているんですよ。やっていただけるのかどうか。その点はどうなんですか。町民に対して、これは早急にやるのか。それとも、このまま都合のいいタイミングで、議会が何もかも議決して、その後、議会が議決しましたよというふうにやってやるのか。どっちなのでしょう。早急にこれはやるべきでしょう。町民の税金の間違いですよ。役場の。どうなのでしょう。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 答弁ずらしじゃなくて、回答は私なりにさせていただいていますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、先ほどと同じで、私の責任をもってやらさせていただきます。議長にお願いですが、佐伯議員、冷静にお互い話し合っ、町民のために議論をしていきたいと思いで、実際その辺につきましては私も聞いていますので、よくお互いに理解を深める、そういう協力というのはしていきたいと思いで、何かそういうことにつきまして、佐伯議員の方からいろいろなことで私の回答について少し疑問点とかがあれば、また言っただければいかなと思いで。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 疑問はございます。地方税法、今言いました法律は、全部地方公共団体の長はということでなっているんです。町長がやらなきゃいけないんですよ。町がやっというんだったら、ある程度分かります。しかし、町長がこういった不祥事、不祥事です。これに対してきちんと説明責任も果たして、町民に対しても公表してやっしていれば、これはここまで言いません。それをやっしていない。だから申し上げているんです、これ

は。タイミングがどうのこうのというのは、今さらこれは自分でやるとかじゃなくて、町長がやらなければいけないんですよ。その辺はどうお考えになっておるんでしょうか。私はそれを思っております。いいんですね。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） いいですか。

（9番佐伯勝宣君「いいですよ」と呼ぶ）

先ほども回答しましたが、私の責任をもって住民の皆さんにお知らせをいたします。以上です。

○議長（只松秀喜君） 佐伯議員。

○9番（佐伯勝宣君） 次にいきましょう。

ほかは飛ばして、消防にいきましょうか。消防にいきましょう。

飛ばします。2番にいきます。

消防活動と防火設備ということで、まず①点目、数年前、国会で操法大会は廃止してはと唱える意見がありまして、地域消防関係者の間に波紋を呼んでおります。町内関係者の中に、廃止論に対しての不安の声が今も聞かれます。地方自治の観点からも、操法大会は廃止すべきではないと私自身考えております。町長自身は、操法大会の意義についてどう捉えておられますでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） この消防の関係について、佐伯議員との一般質問についての回答の関係で、反問の許可をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（只松秀喜君） どういった反問でしょうか。

○町長（西村 勝君） 実際に回答を行う上で一部確認したいと思っておりますので、2点ほど確認の許可をお願いしたいと思っております。

○議長（只松秀喜君） 内容はこういった確認ですか。

○町長（西村 勝君） 町内の関係者の中の不安というお話がありましたので、その不安というのは住民なのか消防団員なのか、それとも団員の親族なのか。それによって、立場が違いますので、その辺について回答の部分が変わってくると思いますので、質問したいと思います。

もう一点……。

○議長（只松秀喜君） まず、第1問……。

○町長（西村 勝君） 1問ずつ。はい。

○議長（只松秀喜君） 第1問につきましては、確認ということですので、反問を許可しま